

令和6年度の十日町市賃借料情報をお知らせします

農地法の改正により「標準小作料制度」が廃止され、それに代わり農業委員会が「賃借料情報」を提供しています。過去1年間に新規に締結された農業経営基盤強化促進法による利用権の設定をもとに、地域の実態に応じて水稻【田】と【畑】に区分集計し、平均額、最高額、最低額等を賃借料情報として提供しています。

この情報は、賃借貸借契約する場合のあくまでも目安です。契約にあたっては、農地の実情に応じて貸し手と借り手で十分な話し合いの上、賃借料を決定してください。

令和5年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当り）は、以下のとおりです。

【田(水稻)の部】

締結(公告)された地域		平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ筆数	適用
十日町地域	基盤整備完了区域	18,200	31,500	4,400	513	
	基盤整備未完了地区	14,600	33,900	2,100	273	
川西地域	基盤整備完了区域	16,000	28,500	4,900	536	
	基盤整備未完了地区	10,100	17,700	6,300	41	
中里地域	基盤整備完了区域	17,900	35,400	3,600	356	
	基盤整備未完了地区	18,400	25,500	6,000	51	
松代地域	基盤整備完了区域	11,700	31,800	5,300	42	
	基盤整備未完了地区	11,000	17,700	1,200	44	
松之山地域	基盤整備完了区域	9,500	21,700	3,000	272	
	基盤整備未完了地区	11,000	20,600	1,900	123	

【畑の部】

締結(公告)された地域	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ筆数	
十日町市全域	5,800	32,300	400	156	

1. データ数は、集計に用いた筆数です。
2. 賃借料を物納している場合は60Kg当り17,700円で換算しています。
3. 金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

○詳しくは、農業委員または農業委員会にお尋ねください。

十日町市農業委員会 電話：025-757-3286(直通)